

かがわ教育ビジョン

(加古川市教育振興基本計画)

平成22年4月

加古川市

はじめに

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の進行や高度情報化社会の到来、社会経済のグローバル化など、大きな変化に直面しています。

加古川市では、将来の都市像を「いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川」と定め、そのまちづくりを進めています。

一方、教育にあっては、これまで基本的な方針を示し、加古川市の次代を担う子どもたちの健やかな成長を目指した学校教育並びに市民一人一人が学びを通じて生きがいを見出すことを目指した社会教育に取り組んでまいりました。

そうした中、平成18年に教育基本法が全面改正され、地方公共団体においても教育振興基本計画を定めることとなり、このたび「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」を策定いたしました。

本市の教育振興基本計画策定にあたっては、加古川市教育振興基本計画検討委員会の皆様方にご尽力いただくとともに、多くの市民の皆様からもご意見をいただいたところです。

この「かこがわ教育ビジョン」は、これからの加古川市の教育が進むべき方向性を示したものです。そして、「かこがわ教育ビジョン」に基づく具体的な施策を、毎年、「教育アクションプラン（加古川市教育実行計画）」として定め、推進していくこととしております。

「教育は人づくり」と言われます。今後、「かこがわ教育ビジョン」に沿った施策に積極的に取り組み、本市の人づくりを推進するとともに、明るく確かな未来のまちづくりを進めていきたいと考えております。

平成22年4月

加古川市長 樽本庄一

目 次

はじめに

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 策定体制	2
4 計画の対象	2
5 計画の期間	2

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

1 大きく変化することが予想される環境	3
(1) 少子・高齢化の傾向と人口減少社会の進行	3
(2) 環境問題の深刻化や社会経済のグローバル化の進行	3
(3) 産業構造の変化とライフスタイルの多様化	3
(4) 家庭や地域社会の変化	4
(5) 教員の大幅な世代交代	4
(6) 厳しい財政状況下での教育行政等のあり方	4
(7) 教育基本法の改正と学習指導要領の改訂	5
2 加古川市の教育課題	5
3 加古川市の教育推進状況と教育改革重点行動計画	6
(1) これまでの教育推進状況	6
(2) 教育改革重点行動計画（平成19年度 報告書より）	7

第3章 これからの加古川市が目指す教育の姿

1 今後、加古川市の教育が目指すべき人間像	9
2 加古川市の教育が目指す基本的方向	10
【基本的方向 1】地域総がかりの教育 学校園・家庭・地域が一体となり子どもたちの 学びや育ちを支えます	
【基本的方向 2】「生きる力」の育成 「生きる力」を育み、いきいきと輝くまち加古川を 担う子どもを育てます	
【基本的方向 3】信頼される教育の環境 子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも 信頼される教育の環境をつくります	
【基本的方向 4】「学び」が生かせるまちづくり 一人一人が大切にされ、学んだことをだれもが 地域で生かせるまちづくりを進めます	

第4章 加古川市の教育における重点目標

1 中学校区連携ユニット12の活用	13
(1)「ヨコ」の連携	13
(2)「タテ」の連携(接続)	14
2 前期における15の重点目標	15
【基本的方向1】地域総がかりの教育	
① 学校園・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる	15
② 家庭の教育力の向上を図る	16
【基本的方向2】「生きる力」の育成	
③ 幼児期における就学前教育を推進する	17
④ 「確かな学力」を培う	18
⑤ 「豊かな心」を育てる	19
⑥ 「健やかな体」を養う	21
⑦ 高等学校等と連携して、適切な進路選択と継続した指導の充実を図る	22
⑧ 特別な支援や配慮を要する子どもへの教育を推進する	22
【基本的方向3】信頼される教育の環境	
⑨ 学校園の組織的な運営体制を確立する	24
⑩ 教員の資質の向上を図る	24
⑪ 一人一人の子どもに教職員が向き合う環境をつくる	25
⑫ 安全、安心で、質の高い教育を支える環境を整備する	26
⑬ 教育委員会の機能の充実を図る	27
【基本的方向4】「学び」が生かせるまちづくり	
⑭ 生涯学習の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みをつくる	28
⑮ 地域と大学等の連携を通じた教育環境を整備する	29
＜参考＞ 策定の経緯	30

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

現在、我が国では、物質的な豊かさの中で、明確な将来の夢や目標を描けぬまま、次第に規範意識や学ぶ意欲を低下させている子どもたちが増えてきています。そこで平成18年12月、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもの育成を目指す観点から教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。そして、同法第17条第1項では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画（教育振興基本計画）を定めることが規定され、平成20年7月に国の教育振興基本計画が策定されました。

また、同法17条第2項において、地方公共団体も同計画を定めることが規定され、兵庫県は、平成21年6月に「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定し、教育振興のための施策に関する基本的な計画を示しました。

本市におきましても、これらの経緯を踏まえ、「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興計画）」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

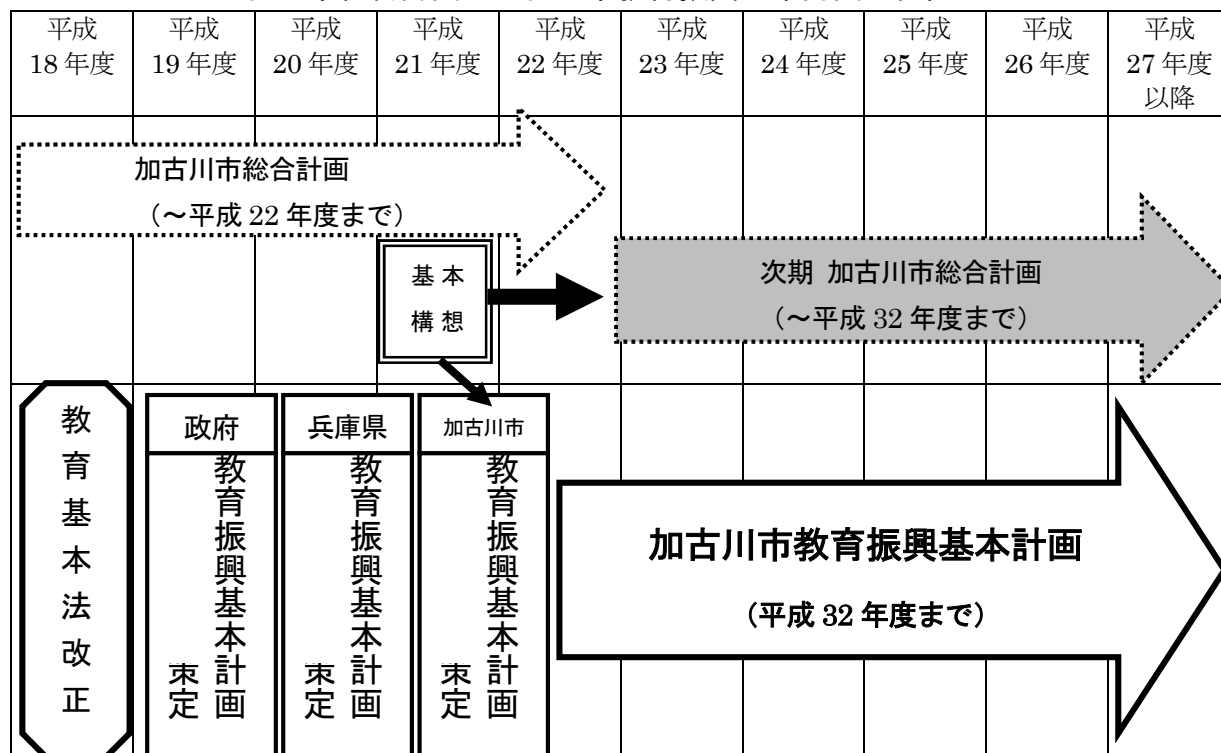
本市は、東播磨の中核都市として、人口が26万人を超え、都市化が進む中で、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などが、教育の現場に大きな影響を及ぼしてきています。

そこで、本市では、子どもたちに「生きる力」（「確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）のバランスの取れた力」）を身に付けさせ、未来を担う青少年を育成することを目指して、平成17年度より教育改革推進本部を中心とした取組を開始しました。平成18年10月には、加古川市教育改革推進協議会を設置して、本市の現状を分析する中で、さまざまな教育課題の抽出を行いました。さらに、平成19年度には、今後取り組むべき「加古川市教育改革重点行動計画」を策定し、それに基づいて「加古川市の教育改革」を推進してきました。

また、本市では、「加古川市総合計画」として、10年後の市の姿をイメージした「基本構想」を立て、まちづくりの方向性を示す前・後期5年間ずつの「総合基本計画」を策定しています。

そこで、「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」は、国や県の教育振興基本計画に準じ、現在の加古川市総合計画の後期総合基本計画の成果と課題を踏まえ、次期基本構想（平成21年度策定）と、それに基づく次期総合計画（平成23年度～平成32年度）を見すえて策定した教育に関わる基本計画として位置づけられています。

＜加古川市総合計画と加古川市教育振興基本計画の位置づけ＞



3. 策定体制

本市は、「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」の策定にあたり、学識経験者及び教育関係者、関係団体、保護者代表等から構成される「加古川市教育振興基本計画検討委員会」を設置して、検討を重ねました。また、パブリックコメントを通じて広く市民、関係者の意見も反映させました。

4. 計画の対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校園・家庭・地域の3つに分かれています。「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」は、この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりをもって進められていくことの重要性を踏まえて、加古川市内にある保育園（所）・幼稚園及び市立の小学校・中学校・加古川養護学校における学校教育と、家庭や地域における社会教育を対象としています。

5. 計画の期間

「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」の対象期間は、政府や兵庫県の教育振興計画を参酌するとともに、加古川市総合計画との整合性を図るため、平成32年度を目標年次とします。また、教育基本法の理念の実現に向けて、本市が目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、平成27年度までに総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示すこととします。

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

今後、予想される教育を取り巻く環境は、これまで以上に大きく変化し、その変化の速度もこれまで以上に急速なものになると考えます。

1. 大きく変化することが予想される環境

(1) 少子・高齢化の傾向と人口減少社会の進行

我が国における今後10年間の社会を予想した場合、平均寿命がますます伸長する一方、少子高齢化が進み、総人口が減少する人口減少社会の進行が予想されます。

本市においても、すでに、0歳～14歳の学校教育等の対象となる年少人口や、15歳～65歳のいわゆる生産年齢人口の減少と、65歳以上の高齢人口の増加が進行しています。

しかし、資源に乏しい我が国において、将来の発展の原動力となるものは、「人材」において代わるものはなく、年少人口の減少が進行していく現状においてこそ、一人一人の子どもたちの教育に、社会全体で取り組んでいくことの必要性が高まってきています。

このような場面においては、豊富な経験や知識・技能を持った高齢者層を、地域活動や経済活動における有力な担い手として、活用を図る必要があります。

(2) 環境問題の深刻化や社会経済のグローバル化の進行

地球規模で深刻化する環境問題は、大量生産、大量消費に至る現代社会の経済構造がもたらした負の遺産でもあります。それに対して、社会全体が「持続可能な社会の構築」に向けた理念を共有する中で、自然と触れ合う環境との共生や、命を大切に育む心の育成、自分の身近な環境の保全に寄与する態度の育成の重要性が改めて認識されてきました。

また、世界規模でヒト、モノ、情報等が交流する社会経済のグローバル化が進み、特に、高度情報技術の進歩により、各国間の距離が非常に近くなりました。

このような状況の変化に応じて、子どもたちには技術の変化に柔軟に対応する力や異文化を理解し認め合う力、自立的に行動する力を身に付けさせる等、国際人として活躍できる力が今まで以上に必要となってきました。また、高度に情報化が進んだ現代社会においては、情報モラル教育も重要な課題となってきました。

(3) 産業構造の変化とライフスタイルの多様化

我が国では、近年、第三次産業の占める割合が大きくなり、雇用においては多様な就業形態が選択されるようになってきました。また、個人の価値観は集団よりも個を重視する傾向が強まるとともに、多様化も進行しています。

それは、仕事と生活の適度なバランスを重要視する、ライフスタイルの変化にもつながり、家族形態や就労形態の多様化にもつながっています。

一方、団塊の世代が退職し、新たな自己実現の機会を見出すことを求める人々の増加が予想され、様々なボランティア活動等への参加が期待されています。

また、このような価値観が多様化する社会においては、幼児期からの発達段階に応じて、社会のルール、モラル、マナーを守る「規範意識」を育成する取組がより一層、強く望まれます。

(4) 家庭や地域社会の変化

都市化、核家族化の進行やライフスタイルの変化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化しています。「自分さえ良ければ良い」といった身勝手な考え方が広がりを見せ、家庭の教育力の低下や地域活動の担い手の減少等が心配されています。

一方で、地域の人々が積極的に学校園の活動に協力しようとする動きも高まってきています。

学校園・家庭・地域の連携のもとで、関係者が一体となって教育に取り組むなど、地域総がかりの教育の推進が求められます。

(5) 教員の大幅な世代交代

団塊世代の大量退職により、教職員の年齢構成のバランスが大きく崩れつつあります。本市においても、この数年間に、経験豊富な教職員が退職する中、次代を担うべき40歳代や30歳代の教職員数が少ないため、一気に20歳代の若手教職員が学校運営の中核を担わなければならない状況になります。

そこで、教育現場では、経験豊富な教職員がこれまで培ってきた教育理念や指導技術等を、確実に40歳代や30歳代の中堅世代に引き継ぐとともに、若い世代の研修内容を充実させることで、教育現場の教育力の維持向上に努めることが求められます。

(6) 厳しい財政状況下での教育行政等のあり方

世界同時不況の影響や、少子・高齢化の進行により、市税等の大幅な減収に加え、扶助費等の増大が予想され、今後の本市の財政状況はますます厳しさを増していくことが考えられます。

このような状況下では、行政と民間との役割・責任分担の明確化と、限られた資源を今まで以上に適切かつ効果的に活用していくことが求められます。

教育分野においても、国や県との適切な役割分担及び相互の協力の下、教育委員会の質的向上を図り、教育行政に住民の意向がより反映されるような取組が強く求められます。また、学校園、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携、協力することが求められます。

(7) 教育基本法の改正と学習指導要領の改訂

平成18年12月、「教育基本法」が、約60年ぶりに全面的に改正されました。そこには、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえ、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を大切にしつつ、教育の目的を達成するための目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念が示されました。それに伴って、学校教育法も改正され、「幼稚園教育要領」、小・中・高等学校、特別支援学校「学習指導要領」が改訂されました。

新しい学習指導要領に沿った教育を円滑に実施し、新たな教育課程を構築して、教育内容を充実させ、教育基本法に示された新しい時代の教育の基本理念を実現することが求められます。

2. 加古川市の教育課題

本市は、教育において子どもたちに培うべき「生きる力」を見すえ、目指すべき具体的な人間像を持ち、本市の未来を担う青少年を育成することを目指して、「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」を策定しました。

その策定のために設置した「加古川市教育振興基本計画検討委員会」で「加古川市の教育の現状と課題」について協議する中で抽出した、本市が解決・改善を図るべき教育課題は、以下のとおりです。

	対象・分野	課 題
学 校 教 育	幼児・児童 生徒	学力・学習意欲の向上 道徳心や規範意識の向上 言語力の向上 体力・運動能力の向上 体験活動の充実 食育（健全な体づくり）の推進 就学前教育の充実 不登校児童・生徒への対応 問題行動児童・生徒への対応 手厚い支援が必要な幼児・児童・生徒への対応
	教職員	指導力の向上 若手・中堅教員の育成 教職員の子どもと関わり合える時間の確保
	教育の環境	耐震化等の施設環境の整備 学校園の安全対策の充実

社 会 教 育	生涯学習	学習機会の提供 学習成果の活用場の充実
	家庭教育	道徳心・人権意識・規範意識の向上 家庭教育力・養育力の向上 育児放棄や自己中心的な保護者への対応
	地域の教育	地域教育力の向上 地域コミュニティの活性化
	青少年の健全育成	青少年の社会参加の促進 青少年の非行問題への対応

3. 加古川市の教育推進状況と教育改革重点行動計画

(1) これまでの教育推進状況

本市は、これまで「ひと・まち・自然がきらめく清流文化都市 加古川」を将来の目指すべき都市像とする「加古川市総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきました。

また、まちづくりの基本目標のうち、「豊かな心をはぐくむまちをめざして」に基づいた「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を、本市の「教育の基本理念」として掲げてきました。

特に、平成19年度「加古川市教育改革推進協議会」から提言された「教育改革重点行動計画」には、学校園、家庭、地域が連携することで、保育園（所）、幼稚園から小学校、中学校へと、節目のあるなめらかな接続を図り、地域総がかりで連続した学びや育ちを支援して、「生きる力」を育成することに重点をおいた教育を推進することが示されました。

また、社会教育の分野においては、市民一人一人が学びを通じてさまざまな生きがいを見出し、成熟社会に生きる市民としての資質・能力を身につけ、地域社会の課題解決に主体的に参画することができるまちづくりの重要性が指摘されるようになりました。

以上のような提言等を生かし、「生きる力」を育む特色ある学校教育の推進と、「自己実現」と「ともに生きる心の育成」を目指す社会教育の充実を図るため、教育に関わる具体的な実施計画として、毎年、「加古川市教育基本方針」を作成してきました。

なお、平成19年度に「加古川市教育改革推進協議会」から提言された「教育改革重点行動計画」の重点項目は、次の5点でした。

(2) 教育改革重点行動計画（平成19年度報告書より）

① 校種間連携の推進

学校教育における幼児・児童・生徒に関する課題のうち、不登校児童・生徒の問題、問題行動を起こす児童・生徒の問題、発達障害の児童・生徒への対応、学習意欲や学力の向上、道徳心や規範意識の向上、コミュニケーション能力の向上、体力の向上について、校種間で連携して連続した発達を支援することで、その課題解決が期待できます。

さらに、家庭や地域とも連携することで、家庭や地域の教育力の向上にもつながるため、校種間連携を推進することが必要と考えます。

② 教師力の向上

教員に関する課題のうち、教員の指導力の向上、若手教員の育成については、教師力の向上によって課題解決が期待できます。また、教師力の向上は、幼児・児童・生徒の課題のうち、不登校児童・生徒、問題行動を起こす児童・生徒、発達障害の児童・生徒への対応、学習意欲の向上や学力向上、道徳心や規範意識の向上、コミュニケーション能力の向上、体力の向上、情報活用能力の育成など多くの課題解決に効果があると思われれます。そこで教師力の向上のため、「フレッシュ&メンター研修」「研究会・研修会の活性化」「授業力の優れた教員による公開授業の実施」が必要と考えます。

③ 危機管理の充実

子どもたちが安全で楽しい学校生活を過ごすためには、学校で生じる様々な危機に、適切に対応することが不可欠です。そのため、危機管理体制を整備し、実践的な安全管理マニュアルを作成するとともに、地域・関係機関との連携強化に努めることが必要であると考えます。

④ 学社融合事業の推進

学社融合*事業を推進することにより、放課後における児童の健全育成・安全確保、学校園の安全対策、地域教育力の向上、さらに、地域の大人と子どもたちが顔見知りになることが、問題行動の抑止につながり、青少年の健全育成にも効果があると思われます。

そこで、学社融合事業の展開・充実を図ることが必要と考えます。

⑤ 就学前教育の充実

家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、就学前の子どもたちを取り巻く環境は大きく変容し、学校現場では、「小1プロブレム*」等の問題が生じています。就学前の子どもたちに対して、基本的な生活習慣や自制心、社会性等を育む、質の高い教育や保育を提供する必要があります。そのためには、より一層、就学前教育の充実を図ることが重要と考えます。

* 学社融合

学校教育と社会教育（学校外の教育）がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考えです。

* 小1プロブレム

入学したばかりの小学生が教室で座ってられず、集団行動が取れない等の適応できない状態を指し、十数年前から目立ち始めました。

原因として、基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足など、家庭や社会での育ち方の変化が指摘されています。

第3章 これからの加古川市が目指す教育の姿

1. 今後、加古川市の教育が目指すべき人間像

本市は、教育の基本理念として「ともに生きるころ豊かな人づくり」を掲げています。「教育は人づくり」という視点に立ち、今後、教育において子どもたちに培うべき力を見すえた上で、目指すべき具体的な人間像を掲げ、本市の教育が取り組むべき基本的方向を提示しました。

加古川市の教育の基本理念

ともに生きるころ豊かな人づくり

目指すべき具体的な人間像

努力する人

- 自ら生きる力を育み 生涯にわたり 夢や目標に向かって 努力する人

生きる力（確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体））をバランスよく身に付け、生涯にわたって、夢や目標を持って学び続ける人

心あたたかい人

- 互いに支え合い 命を大切にする 心あたたかい人

思いやりや寛容の心を持ち、さまざまな人々とともに生きる態度を身に付け、命と人権を大切に
にする人

行動する人

- 未来を切りひらこうと 自覚と責任を持ち 主体的に行動する人

社会を構成する一員として、ルールやマナーを守り、公共の精神に基づいて、よりよい社会づくりに向けて、自ら考え行動する人

2. 加古川市の教育が目指す基本的方向

本市の教育が目指す人間像を踏まえ、本市の教育が目指す基本的方向を整理すると、以下の4点になります。

これらの基本的方向は、本市が目指す人間像と、実際に展開される教育に関する施策や事業とを結びつけるものです。また、これらは、「加古川市教育改革推進協議会」が示した「教育改革重点行動計画」のうち、子どもたちの連続した学びや育ちを支援する「中学校区連携ユニット12」を活用して導かれるものであり、今後の本市の教育において、総合的かつ計画的に取り組むべき重点目標の方向性を示すものです。

加古川市の教育が目指す基本的方向

1 地域総がかりの教育

学校園・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝くまち加古川を担う子どもを育てます。

3 信頼される教育の環境

子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくります。

4 「学び」が生かせるまちづくり

一人一人が大切にされ、学んだことをだれもが地域で生かせるまちづくりを進めます。

基本的方向1 地域総がかりの教育

学校園・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

社会の大きな変化の中で、学校園や家庭、地域の在り方やその機能も変化してきました。近年、家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、団塊の世代が退職後、地域に戻り、ボランティア活動等に取り組もうとするなど、地域の人々が積極的に学校園の活動に協力しようとする動きも出てきています。

こうした状況を十分に踏まえ、地域の自発的な意思を尊重しながら、「中学校区連携ユニット12」の連携・協力の仕組みを活用し、関係者が一体となって、地域

総がかりで教育に取り組む必要があります。

このように地域の人々が様々な形で学校園を支援することや、学校が学習の拠点として地域に貢献することが、相互の信頼を強化し、今後の新しい関係を構築する上で大きな意義を持っており、その積み重ねが、学校園を変え、地域を変えていきます。

一方、教育の原点は家庭にあり、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にす気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にす気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う基盤づくりの責任が家庭にあります。そこで、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭における教育を充実させる上で、子育てに関わる関係機関や地域、保育園（所）・幼稚園等が、その支援を行います。

基本的方向2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝くまち加古川を担う子どもを育てます。

幼児期から義務教育終了段階までの教育は、一人一人が生きる基盤を形成するものであり、改正教育基本法では、「学校教育について、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならないこと」が規定されました。同時に、「教育を受ける者が、学校生活で必要な規律を重んじ、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視しなければならないこと」も規定されました。これらの規定とともに、学校段階ごとの発達課題を踏まえた質の高い教育を保障し、一人一人の学ぶ意欲や学力を向上させ、豊かな心と健やかな体を育成し、変化の激しい時代を、いきいきと主体的に生きていくための基盤を養う必要があります。

そこで、就学前の子どもたちの教育や、小学校・中学校段階での義務教育、特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばす特別支援教育を通じて、子どもたち一人一人の「生きる力」を育むことで、いきいきと輝くまち加古川を担う子どもを育てます。

一方、不登校の子どもをはじめ、さまざまな支援が必要な子どもの教育、いじめや少年非行などの問題行動への更なる対応の強化に努めます。

基本的方向3 信頼される教育の環境づくり

**子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくり
ます。**

未来に向かって成長する子どもたちが、安全で安心な空間で学び、さまざまな体験をし、生活できるようにすることは、必要不可欠な前提条件です。

学校施設の耐震化をはじめ、安全・安心な教育施設の整備を進めることや、子ど

もたちの安全・安心な環境確保のため、関係機関との連携を図り、地域ボランティア等、外部の人々の協力を得ることとともに、だれからも信頼される質の高い教育環境の充実を図ります。

また、多様な教育課題に対応するために、教職員が一人一人の子どもたちに向き合い、きめ細かな対応ができる環境づくりを進めます。

基本的方向4 「学び」が生かせるまちづくり

一人一人が大切にされ、学んだことをだれもが地域で生かせるまちづくりを進めます。

「図書館」や「公民館」などの社会教育施設と学校教育との連携を推進するとともに、学校園や社会教育施設での地域住民によるボランティア活動を積極的に支援し、拡大していくことが必要です。

あわせて、社会の急激な変化の中で、一人一人が個人として自立し、常にその能力を磨きながら、健康で充実した人生を実現できるよう、だれもが生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦のできる仕組みづくりを社会全体で進めていきます。

第4章 加古川市の教育における重点目標

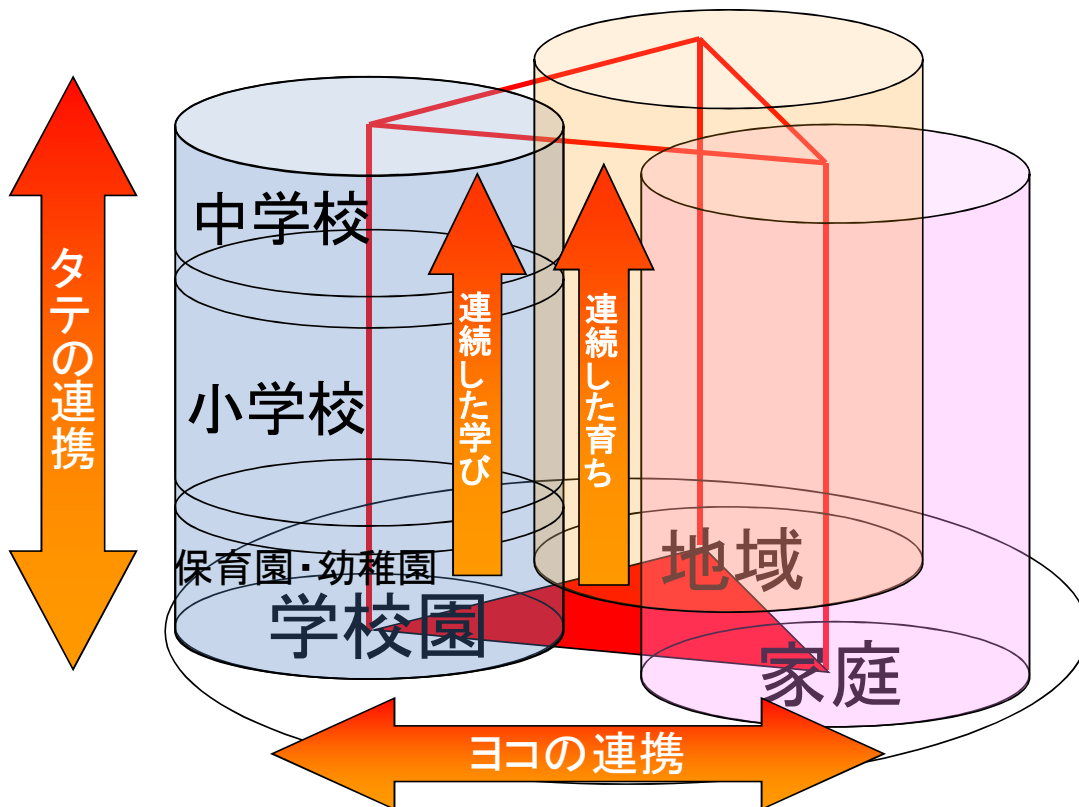
本市は、4つの基本的方向で教育に取り組むため、前期（平成27年度まで）では、「中学校区連携ユニット12」を活用し、次に示す15の重点目標を掲げ、総合的かつ計画的に推進します。

1. 中学校区連携ユニット12の活用

「中学校区連携ユニット12」とは、中学校区を一つの単位（ユニット）とし、その地域の保育園（所）・幼稚園・小学校・中学校・養護学校が相互に連携し、家庭、地域とも連携を図りながら、子どもたちの連続した学びや育ちを支援する活動です。

この活動を活用することで、本市の教育が目指す基本的方向を実現します。

中学校区連携ユニット12



(1) 「ヨコ」の連携＝教育に対する社会全体の連携の強化

教育は、一人一人がよりよく生きていくための力を育てるものであるとともに、社会全体の基盤を形づくるものです。それゆえに、学校園、家庭、地域等、さまざまな関係者の連携が必要となります。

教育には、学校園、家庭、行政等、教育に直接携わる者に特に大きな責任があるとともに、地域や企業等も、地域社会の一員としての責任のもと、学校園の保育や教育活動に積極的に関わることが期待されています。

また、外部からの協力を得ることに消極的になりがちな学校園も、広くさまざまな分野からの協力を得て、学校園を地域に開かれたものにしていく努力が必要となります。

これからの社会は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要度を増していく、いわゆる「知識基盤社会」になると考えられます。このような社会においては、学校園が教育に関する責任を全うするとともに、教育の振興に向けて、社会全体が「横（ヨコ）」の連携を強化して、教育に取り組んでいくことが求められます。

「中学校区連携ユニット12」を活用して、学校園と家庭や地域が新しい連携の仕組みを構築することは、今後の本市の教育において、非常に重要な課題と考えられます。そして、その取組を充実させることにより、社会の多様な要望に応える学習機会が豊富に提供され、教育の質が一層高まることが期待されます。

また、社会全体が連携して教育に取り組むことは、よりよい地域社会づくりに資するとともに、多様な形で教育に関わることによって、子どもたちに働くことや、社会に参画することの意義を体現することにもなります。それは、将来に向けてその視野を広げ、生きる意欲を高める実践的な「キャリア教育」につながっていくと考えます。

(2) 「タテ」の連携（接続）＝一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現

改正教育基本法には、新しい時代の教育の理念が明示され、これを踏まえて改正された学校教育法において、義務教育の目標や、各学校園段階ごとの教育の目標が改めて規定されました。

これからの変化の激しい社会においては、学校教育段階はもちろんのこと、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になってきます。一人一人が、よりよく生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにしていくために「生きる力」が掲げられました。

また、個人の発達段階や、置かれている状況等を踏まえつつ、だれもが幼児期から高齢期まで、生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その「学び」の成果を生かすことができる「生涯学習社会」の実現が求められています。

そのためには、それぞれの教育の役割や学校園ごとの目標の達成を目指しつつ、家庭教育と幼児教育、幼児教育と小学校、小学校と中学校の学校間の連携の改善に取り組んでいくことが必要です。また、一度学校教育を終えた後や、途中で中断した後に、それぞれの必要性に応じて、さまざまな教育を受けることができる機会を設けることも重要であると考えます。

2. 前期における15の重点目標

基本的方向1 地域総がかりの教育

学校園・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

- ① **学校園・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる**
学校園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚して、相互に連携・協力することで、子どもたちの学びや育ちを支えるための社会全体の教育力の向上を目指します。

【具体的な方針】

◇ 地域ぐるみで学校園を支援する活動の推進

学校園と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校園を支え、子どもたちを健やかに育むことを目指して、積極的な学校園支援を推進します。また、これらの取組の成果を広報することで、市内全中学校区で地域が学校を支援するシステムの共有化を推進していきます。

あわせて、学校園と地域住民や各種団体をつなぐコーディネーター養成の取組も推進していきます。

◇ 家庭・地域と一体になった学校園の活性化

子どもたちの学びや育ちをつなぐ「中学校区連携ユニット12」を活用して、学校園、家庭、地域の横の連携を図るとともに、保育園（所）・幼稚園の就学前教育から小学校・中学校の義務教育修了までの縦の連携を図ります。そして、地域総がかりの教育を推進し、子どもたちの連続した学びや育ちを支援していくことで、学校園の活性化を図ります。

◇ 有害環境から子どもたちを守るための取組の推進

インターネットや携帯電話、出版物等のメディア上の有害情報が深刻な問題となっています。そこで、社会の有害環境から子どもたちを守り、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、メディアへの過度な依存による弊害について、積極的に啓発していくことで、学校園、家庭、地域における情報モラル教育を推進します。

◇ 放課後の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

子どもたちの健全な育成を図るため、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設けます。そして、地域住民の参画を得た上で、学習活動及びさまざまな体験・交流活動等の場、適切な遊び及び生活の場について、地域の実態を踏まえつつ、提供の拡大に努めます。

◇ 地域ぐるみで子どもたちを育む教育の推進

青少年の居場所づくりや健全な育成を目指し、青少年活動の支援を実施します。また、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりや社会全体のモラルの向上を図るため、町内会やPTA、青少年団体・グループ等の活動を支援し、地域ぐるみで青少年を守り育てる体制の整備を推進します。

② 家庭の教育力の向上を図る

教育の原点である家庭教育の自主性を尊重しつつ、すべての保護者が自信を持ち、安心して子育てをすることができるよう、社会全体で家庭の教育力の向上を支援します。

【具体的な方針】

◇ 家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進

それぞれの家庭が置かれている状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育ての不安や疑問を解消するため、子育てに関する相談機能や、子育て中の家庭に対する学習機会や情報提供の充実を図ります。また、子育て経験者や民生委員・児童委員等が連携し、子育て中の保護者を支援することで、家庭や地域における教育力の向上を図ります。

◇ 親として成長する学びの推進

少子化・核家族化の進行や地域との関係の希薄化が進む中、親子のふれあいや仲間づくりができる交流の場と機会を提供し、育児負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、子どもが家庭において、発達・成長段階に応じたふさわしい教育やしつけが受けられるとともに、保護者も子育てを通して、親として成長していけるよう、「加古川市次世代育成支援後期行動計画*」に基づいた「親育ち」を支援します。

◇ 要支援家庭への支援体制の強化

子どもを取り巻く家庭環境や子育ての悩みなどに応じる相談体制を充実します。

また、虐待を未然に防止するため、虐待防止に関する知識の普及や、地域住民の役割について、意識啓発を図るとともに、虐待を早期発見し、子どもの迅速かつ適切な保護を行うため、各関係機関との連携を深め、支援体制を強化します。

* 加古川市次世代育成支援後期行動計画

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本市福祉部が策定する「子育てをみんなで支え合うまちづくり」を目指す行動計画です。

基本的方向2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝くまち加古川を担う子どもを育てます。

③ 幼児期における就学前教育を推進する

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育を、保育園（所）と幼稚園との連携を強化しつつ、その質的向上を図るなど、就学前教育を推進します。

【具体的な方針】

◇ 幼児教育を受ける機会提供の推進

就学前の乳児や幼児を育てる保護者の多様な希望や需要に応じて、法人保育園（所）などの民間保育施設との連携を図り、保育時間の延長や休日保育の実施等、保育サービスを充実し、幼児教育を受ける機会提供を推進します。

◇ 幼児教育全体の質の向上

幼児教育の質の向上に向け、新しい保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づいた就学前教育を実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、市立保育園と市立幼稚園が共同で作成した「加古川市就学前教育カリキュラム」の活用等で、保育園（所）と幼稚園の連携を推進します。

また、幼稚園評価の実施とその結果の公表について、幼稚園の特性を踏まえながら、小・中学校と同様の取組を推進します。

さらに、「加古川市幼稚園教育研究会」を開催し、教職員の資質向上を図ります。さらには、「中学校区連携ユニット12」を活用して、保育園（所）・幼稚園の職員合同研修の実施を目指します。

◇ 保育園（所）・幼稚園等を活用した子育て支援の充実

保育園（所）や幼稚園等を活用した子育てへの支援を推進し、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの充実を図ります。

◇ 望ましい就学前教育施設のあり方の検討

家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、就学前の乳児や幼児を育てる市民の多様な希望や需要に応え、就学前の子どもたちに対して、基本的な生活習慣や自制心、社会性等を育む、質の高い就学前教育を提供するために、法人保育園（所）、私立幼稚園との連携を進めます。

また、公立にあっては、就学前教育を一体的かつ総合的に実施するため、幼稚園教諭及び保育士などの人材の交流等を進めるとともに、保護者の視点に立った、より質の高い就学前教育が提供できるよう幼稚園・保育園機能の検討を行います。

④ 「確かな学力」を培う

加古川市の未来を担うすべての子どもたちに「生きる力」を育むため、①基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成、③主体的に学習に取り組む学習意欲の向上など、「確かな学力」を培います。

【具体的な方針】

◇ 新学習指導要領の趣旨に沿った取組の推進

「確かな学力」を培うため、学習活動、コミュニケーションや感性・情緒の基盤である言語に関する能力の育成、理数教育の重視、小学校段階における外国語活動を含めた外国語教育の充実、十分な授業時数の確保などを目指す小・中学校の新学習指導要領を実施します。

また、教授用指導書等の購入支援など、新学習指導要領に定められた内容を実施するための支援を行うことで、新学習指導要領の円滑な実施を図ります。

◇ 学力向上に向けた取組の充実

少人数指導や、兵庫県が小学校への実施を進める兵庫型教科担任制、35人学級、複数担任制等を活用して、基礎的な知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力等の育成、言語に関する能力の育成、理数教育や外国語教育の充実など、学力向上に向けた取組の充実を図ります。

また、保育園（所）・幼稚園における就学前教育と小学校・中学校における学校教育の連携を、「中学校区連携ユニット12」を活用して推進します。

◇ 子どもの学力習得状況を把握した指導改善の取組の推進

全国学力・学習状況調査結果等から、子どもたちの学力習得状況を把握して、児童生徒の学力と生活習慣の関係等を分析・検証し、各学校の改善に向けた取組への支援や、優れた取組の普及を行います。また、教育委員会、各学校は、保護者への説明責任を果たし、指導の検証改善サイクルの確立を目指します。

◇ 読書活動の推進

豊かな感性や情緒を育み、確かな言語力を育成するために、朝読書をはじめとする読書活動を推進します。あわせて、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、地域や家庭における読書活動の取組や、公立図書館とも連携して、学校図書館の機能の充実を図ります。

⑤ 「豊かな心」を育てる

人権教育を基盤として、将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、自らを律しつつ、だれとでも協調でき、生命の大切さを知り、相手を思いやる心や感動する心を持つ人間性豊かな子どもを育成します。

【具体的な方針】

◇ 道徳教育の推進

子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などを育むため、道徳教育の充実に向けて、**道徳教育推進教師***を中心とした全校的な指導体制の下での指導計画づくりを推進します。また、指導方法・指導体制等に関する研究や教材の作成に取り組みます。特に、教材については、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、兵庫県が作成する道徳教材などを活用します。

◇ 人権教育の推進

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対するさまざまな人権課題についての正しい認識を深め、学校教育のあらゆる教育活動において、お互いの人権が尊重されるような人権文化の確立を目指します。

また、人権課題の解決に向け、積極的に取り組もうとする意欲や態度を培い、人権意識や自尊感情、思いやりの心などを、子どもたちの発達段階に応じて育てます。

◇ 環境教育の推進

子どもたち一人一人が、環境に対する責任と役割を理解し、身近な問題から地球規模の問題にまで幅広く関心を持つように、環境副読本の活用や関係機関との連携を図ります。

また、実践的な環境教育の充実・展開を図るため、家庭や地域と連携して、**5R***生活や省エネルギー活動などの体験的活動を行います。さらに、子どもたちが自然を肌で感じ、親しみ、生命のつながりを学び、自然の恵みに感謝する心や畏敬の念を持ち、豊かな感受性を育む教育に取り組みます。

◇ 伝統・文化等に関する教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や加古川の伝統・文化を学び、それを継承・発展させるための教育を推進します。

そのため、子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加する機会や、地域の民俗芸能、邦楽等の伝統文化に関する活動を体験する機会の提供を支援します。

さらに、異なる文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するために、国際理解教育を推進します。

◇ 体験活動の充実

子どもたちに、生命や自然を大切にする心や思いやりの心、社会性、規範意識などを育てるため、児童生徒の発達段階に応じて環境体験や自然学校、トライやる・ウィーク等のさまざまな体験活動を行います。

また、家庭や地域との連携を図り、学校園支援ボランティアをゲストティーチャーに迎えた保育や、生活科、総合的な学習の時間等における体験活動の充実を図ります。

◇ キャリア教育の推進

小学校段階から、日常的な係活動、当番活動、委員会活動の取組や、「ものづくり体験」を取り入れるなど、将来を担う若者たちに、勤労観や職業観を育むとともに、自立できる能力をつけさせることを目的とする「キャリア教育」を推進します。

また、中学校2年生で「トライやる・ウィーク」を実施して、実践的な職場体験活動を通じたキャリア教育を推進します。

◇ 福祉教育の推進

高齢者や障がいのある方等との交流活動やボランティア体験活動等を通じた具体的な福祉教育の取組の中で、子どもたちが現実を受け止めながら人間として成長していく活動を推進します。

* 道徳教育推進教師

平成20年3月告示の小・中学校学習指導要領には、「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する」と示されました。

その役割として、学習指導要領解説には、道徳教育の指導計画の作成に関すること、全教育活動における道徳教育の推進・充実に関すること、道徳の時間の充実と指導体制に関することなどが例示されています。

* 5 R

5 Rとは、環境教育に関わる以下の5つの英語、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リフューズ (Refuse)、リペア (Repair)、リサイクル (Recycle)、の頭文字を取ったものです。それぞれの単語の意味は以下のとおりです。

リデュース (Reduce) : ゴミを出さない。(ゴミを減らす)

リユース (Reuse) : ゴミになりそうなものでも、修理して再利用する。

リフューズ (Refuse) : 不要なものは、受け取り拒否をする。

リペア (Repair) : 修理して、長く使用する。

リサイクル (Recycle) : ゴミは回収して、違う製品の原料として利用する。

⑥ 「健やかな体」を養う

子どもたち一人一人が、運動や体を動かすことの楽しさを味わい、自分に応じた方法で体力づくりや健康づくりを進め、生涯にわたって健康で安全な生活を送ることができる能力と態度を養います。

【具体的な方針】

◇ 学校における体育及び運動部活動の推進

運動する子どもと、しない子どもの二極化の傾向や、子どもの体力低下が深刻な問題となっています。小・中学校の体育・保健体育の授業時数を増やした新学習指導要領の趣旨を踏まえ、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲、運動能力を育成します。

また、運動部活動の充実を図るため、外部指導者の積極的な活用を支援し、生徒の部活動に対する多様な要望に応えるため、学校の実態等に則した対応を実施します。

◇ 全国体力・運動能力等調査結果の分析を活用した体力・運動能力の向上

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の分析から、児童生徒の体力・運動能力等の状況を把握し、児童生徒の体力と運動習慣等の関係を分析・検証します。さらに、これを体育・健康に関する指導の改善に活用することで、長期的に低下傾向にある子どもの体力・運動能力の向上を目指します。

◇ 遊びや運動を通した子どもの居場所の創出

子どもたちが安全に屋外遊びや、体を動かす楽しさを満喫できる公園や緑地の整備促進を図ります。また、健全な遊びを指導する機会を充実することで、子どもたちにとって魅力的な居場所の創出を図り、自発的・自主的に体を動かそうとする意欲を育て、子どもたちの発達段階に応じた運動能力の育成を目指します。

◇ 食育の推進

「早寝・早起き・バランスの取れた朝ごはん運動」等、子どもたちに望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、「加古川市食育推進協議会」を設置し、給食や家庭からの弁当を一つの教材として、栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域の連携によって食育を推進します。なお、学校給食については、望ましい給食のあり方についての調査・検討を継続します。

◇ 健康教育の推進

子どもたちのさまざまな心身の健康課題に対応し、子どもたちが、生涯を通じて「生命の大切さ」を感じ、健康で安全な生活を送るための基礎を育てます。そのため、学校保健安全計画に基づき、学校教育活動全体を通した組織的な健康教育に取り組むことで、保健教育と保健管理の充実を図ります。

また、学校園、家庭、地域の医療機関や医師会とが連携することにより、子どもたちの心身の健康づくりの推進に努めます。

⑦ 高等学校等と連携して、適切な進路選択と継続した指導の充実を図る

中学校と高等学校が入学者選抜の方法や内容等に関する連絡協議を密にし、義務教育終了時の進路選択の適正化や生徒の個性を生かした指導を充実します。

【具体的な方針】

◇ 高等学校等との円滑な連携の推進

高等学校等へ入学者選抜の方針の明確化を依頼するとともに、義務教育終了段階の学習成果を適切に評価する高等学校入試への取組を促進するなど、中学校と高等学校との円滑な連携を推進します。

また、義務教育終了段階での学習成果を客観的に把握し、高等学校の指導改善などにも活用できる方法について、中学校・高等学校連絡協議会で検討するとともに、オープンハイスクール等、中学生が高校教育に触れる機会の充実を図ります。

⑧ 特別な支援や配慮を要する子どもへの教育を推進する

障がいのある子どもたち一人一人の教育的なニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。あわせて、学校園に適応しにくい子どもたちや外国人児童・生徒など、特別な支援や配慮を要する子どもたちに対応した教育を推進します。

【具体的な方針】

◇ 特別支援教育の推進

発達障害を含む障がいのある子ども一人一人の教育的な要望を把握し、適切な支援を行うため、スクールアシスタントの配置や、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する等、継続した指導支援体制の整備を推進します。

また、特別支援学校については、特別支援教育に関する更なる専門性の向上を図り、地域のセンター的機能を果たすことを目指します。

◇ 障がいのある子どもたちへの支援体制の充実

発達障害を含む障がいのある子どもたちに対する相談や、支援体制の整備を推進し、幼稚園に特別支援ルームを設置する等、就学前から特別な支援の必要な子どもに対する支援体制の充実に努めます。

◇ 不登校の子どもたちの教育機会についての支援の充実

不登校の子どもたちの再登校を促したり、新たな不登校の未然防止を図るため、全中学校へのメンタルサポーターの配置や、「不登校児童生徒適応指導教室」の開設等、不登校の子どもたちへの心のケアや教育機会について支援を図ります。

◇ **いじめ、暴力行為、少年非行等に対する取組の推進**

いじめ、暴力行為、少年非行等への対応を図るため、少年補導や相談を実施します。さらに、問題行動を起こす児童・生徒への直接的な指導・支援を行う場としての「自立支援教室」を開設します。

いじめについては、いじめられている児童・生徒の立場に立った取組として、「学校におけるいじめ対策マニュアル」に即した未然防止、早期発見・早期対応につながる取組や関係機関等と連携した取組を促進します。

また、教育相談を必要とするすべての子どもたちが、適切な教育相談等を受けられるよう、教育相談体制の整備・充実を図ります。

◇ **外国人児童・生徒等及び帰国子女への教育支援**

「外国人児童生徒に関する指導指針」による小・中学校等における外国人児童生徒の受入体制の整備や指導の推進のため、母語を話せる支援員を含む外国人児童・生徒の指導に当たる人材の確保や資質の向上、指導方法の研究及び改善を行います。

また、海外から帰国した児童・生徒への教育を支援するとともに、帰国児童・生徒が育った国や地域の文化を尊重し、その経験や知識を生かした学習を進めることによって、すべての児童・生徒の国際的視野を広げるように努めます。

◇ **アレルギー等のある子どもたちへの支援の充実**

子どもたちを取り巻く生活環境の変化や、疾病構造の変化などに伴って、アレルギー疾患を持つ子どもたちが増加しています。これらの疾患は、長期間にわたる管理を要する側面があるとともに、場合によっては、生命に関わるという側面もあるため、本市が作成した「食物アレルギー等対応マニュアル」等に基づいた支援の充実を図ります。

基本的方向3 信頼される教育の環境

子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくります。

⑨ 学校園の組織的な運営体制を確立する

学校園がさまざまな教育課題に適切に対応できるように、管理職がリーダーシップを発揮し、学校園評価を効果的に活用することで、学校園運営の改善を図るとともに、教職員による学校園の組織的な運営体制を確立します。

【具体的な方針】

◇ 学校園評価を活用した学校園運営の改善

教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて、学校園運営の改善と発展を目指すとともに、保護者・地域住民等との連携・協力の促進を図る学校園評価システムの充実に取り組みます。

また、評価結果の公表等、積極的な情報公開を推進するとともに、評価結果については、教育委員会に報告し、授業改善をはじめとする学校運営の改善に活用します。

◇ 学校園の組織的な運営体制の改善

校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校園運営が行われるような取組を推進します。

例えば、学校園が、地域との連携を深め、人材や時間を有効に活用して、子どもたちにきめ細かな指導を行ったり、保護者や地域の多様な要望に適切に対応することができるよう、外部の専門家等の協力を得るなどの取組を推進します。

⑩ 教員の資質の向上を図る

教員は、「教育の環境の第一は教師である」と言われるほど、子どもたちの心身の成長と発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その責任を自覚して、絶えず自らの資質・能力を向上していかなければなりません。そのために、教職員研修の充実に取り組みます。

【具体的な方針】

◇ 実践的な教職員研修等の推進

校長・教頭の資質向上を目指した管理職研修や、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修を推進します。また、初任者研修の効果的な運用や、5年目研修・10年目研修の系統化、若手教員と中堅教員とが共に研修を進めるフレッシュ&メンター研修等、教職員研修の充実に取り組みます。

◇ 教員免許更新制の円滑な実施

関係法令等に従って、教員免許更新制の円滑な実施に努めます。

◇ 指導力の向上を要する教員へのフォローアップの充実

指導力の向上を必要とする教員の早期発見・早期対応を図るために、フォローアップシステムの充実に努めます。

⑪ 一人一人の子どもに教職員が向き合う環境をつくる

教職員が、一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、事務の簡素化等に総合的に取り組みます。

【具体的な方針】

◇ 教職員が一人一人の子どもに向き合う環境づくり

教職員が一人一人の子どもに向き合う環境づくりを進める観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の指導補助員等の学校支援スタッフとして、退職教員や経験豊かな外部人材の積極的な活用を図ります。

また、「中学校区連携ユニット12」を活用して、学校園と地域との連携体制を充実し、学校園への支援を推進します。

◇ 教職員のメンタルヘルスの充実

教職員のメンタルヘルス*の充実に努めるため、「加古川市学校職員安全衛生委員会」を設置します。また、職場復帰トレーニング等を活用し、病気休暇等から、スムーズに職場復帰できるシステムを充実します。

◇ 勤務時間の適正化に向けた取組の推進

学校現場の負担軽減を図るとともに、教職員の多忙化解消に向けた取組として、兵庫県教育委員会が提示する「教職員の勤務時間適正化対策プラン」に基づき、実効性のある取組を推進します。

* メンタルヘルス (mental health)

メンタルヘルスとは、心の健康のことです。近年、家庭、職場、学校等、地域社会のあらゆる場面において、うつ病、心身症、神経症、睡眠障害、摂食障害、不登校等が増加しており、ストレス対処法や支援体制づくりの重要性が高まっています。

⑫ 安全、安心で、質の高い教育を支える環境を整備する

子どもたちが安全・安心な空間で学び、生活できるよう、教育施設の耐震化を推進するとともに、設備や備品の充実を図るなど、教育の環境を整えます。

また、「分かる授業」の実現や「確かな学力」の向上、事務体制の効率化や、学校における情報化の推進など、教育に関する豊かな研究成果の蓄積・活用に取り組みます。

【具体的な方針】

◇ 教育施設の耐震化などの施設環境の整備

学校園の基本的な教育環境を確保するため、幼稚園、小・中学校の教育施設の耐震化などの施設環境の整備を、平成27年度完成を目途に推進します。また、バリアフリー化などの施設環境の整備に努めます。

◇ 学校図書館の整備の推進

学校図書館を充実させるため、地方財政措置を活用して、学校図書館図書標準の達成を目指します。あわせて、学校図書館の諸事務にあたる司書教諭の全校配置に努めます。

◇ 教材・教具の整備の推進

学校園の運営管理の充実を図るため、計画的な教材整備を推進します。また、新しい幼稚園教育要領や、学習指導要領を踏まえ、教材の整備を推進します。

◇ 学校園のICT環境の整備・充実

情報教育の推進を目指し、教育用コンピュータ、校内LANなどのICT*環境の整備と、教材・情報の内容の利用等、教員がICTを活用する力の向上を支援することにより、校務の効率化を図ります。

◇ 教育に関する研究成果等の蓄積・活用

個々の学校における教育内容・方法等の改善及び教職員の資質向上を支援するため、教育に関するさまざまなデータや研究成果の蓄積とその活用に取り組みます。

◇ 地域ボランティア等との連携による学校園内外の安全確保

学校園や通学（園）路等において、子どもたちが安全に登下校できるよう、交通安全指導員等の充実を図る等、学校園と地域のボランティアや関係機関との連携による、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を支援します。

また、子ども自らが自分で自分の身を守る行動が取れるようにするための安全教育を実施します。

あわせて、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、学校園において、教育面と管理面からなる実践的な学校園危機管理マニュアルを整備する

とともに、関係機関と連携の強化を図ることで、学校園危機管理体制の確立を目指します。

* ICT (Information and Communication Technology)

ICTとは、情報通信に関連する技術一般の総称です。従来、使用されてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられます。多くの場合は、「情報通信技術」と和訳され、ITの「情報」の意味に加えて、「コミュニケーション」(共同)性が重視され、ネットワーク通信による情報や知識を「互いに共有し合う」という概念が含まれている表現であると言えます。

⑬ 教育委員会の機能の充実を図る

教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないという教育基本法の趣旨にのっとり、教育委員会が、自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育委員会の機能の充実に向けた取組を推進します。

【具体的な方針】

◇ **教育委員会の責任体制の明確化**

教育委員会の責任体制を明確にするため、教育委員会において管理・執行する必要がある事項の明確化に努めます。また、教育に対する熱意と責任感を持った教育委員を選出し、地域住民の意思が反映できる機能を活性化するために、教育委員の資質向上を目指した研修を実施します。

◇ **教育委員会の点検及び評価の実施**

地域住民の意思の反映や議会による検証を可能とするために、教育委員会の会議や活動状況の公開、教育委員会における実施事業の点検及び評価などを実施します。

基本的方向4 「学び」が生かせるまちづくり

一人一人が大切にされ、学んだことをだれもが地域で生かせるまちづくりを進めます。

⑭ 生涯学習の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みをつくる

社会の急激な変化の中で、市民一人一人が、生涯にわたっていきいきと生活していくために、必要な知識・技能を身につけ、社会参加に必要な学習を行うなど、生涯学習に取り組むことの重要性が高まっています。

そこで、学習する立場に立ち、だれもが、いつでも、どこでもさまざまな学習機会が選択できるまちづくりを目指し、学んだ知識・技能を地域で生かして、課題の解決を図ることができる「学び」が生かせるまちづくりを推進します。

【具体的な方針】

◇ 図書館等を活用した住民の学習活動の推進

図書館を、住民にとって身近で利用しやすい「地域の知識や情報の拠点」施設となるよう、機能・サービスの拡充を目指します。また、「子どもの読書活動推進計画」を活用し、子どもが読書に親しむ機会を提供します。

また、総合文化センターや少年自然の家などの施設を活用しながら、地域住民の参画を得つつ、加古川市の自然、歴史、文化等に関する事業を展開する中で、市民が自然や文化に触れる機会の提供を支援します。

◇ 公民館等を活用した地域の拠点づくりの推進

公民館等の社会教育施設が、地域づくりの拠点として機能するように、地域住民の自主的な活動への支援を積極的に行い、地域の課題への対応と解決を図ります。

また、地域の連帯強化と地域活動の活性化を図るため、社会教育推進員や人権啓発推進員等、地域リーダーの活動の支援と充実を推進します。

あわせて、公民館職員は、地域でのコーディネーターとしての役割を担い、社会教育施設等が実施する講座の修了者に、地域のリーダーやボランティアとして、学校支援活動、地域活動への参加を呼びかけるなど、市民との協働のもと、公民館の運営を積極的に推進していきます。

◇ 人権教育等の社会的課題に対応した学習機会の充実

「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画*」に基づき、同和問題が人権問題の重要な柱であるとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人をはじめとした人権に関わる今日的な課題の解決に向け、学校園・家庭・地域のあらゆる場において、人権尊重の意識を高める学習に計画的・

総合的に取り組みます。

また、公民館等の社会教育施設における、男女共同参画社会の形成に向けた学習や、仕事と生活の調和に関する学習、消費者教育、エネルギー教育など、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の充実を図ります。

◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備

「加古川市スポーツ振興基本計画」に基づき、心身の健全な発達に重要な役割を果たすスポーツに、市民のだれもが生涯を通じていつでも身近に親しむことができる環境の整備を推進します。

また、各小学校区において、市民の手で運営される総合型地域スポーツクラブの運営の支援を進めます。また、加古川市体育協会に所属する各種目団体の活動を支援し、スポーツ指導者の養成・確保及び資質の向上を図ります。

◇ 文化財の保護と活用の推進

本市にとって重要な文化財を棄損や消失から防ぐため、市の文化財指定を推進するとともに、国や県の指定文化財の修理や管理等を行うことで、適切な保存を図ります。また、文化財の調査研究体制の充実を図り、その成果を迅速かつ正確に情報発信することで、生涯学習やレクリエーション活動などへの活用、研修講座の開催等を促進します。

* 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市が平成16年に策定した加古川市における人権施策推進の方向性を示す基本計画です。

⑮ 地域と大学等の連携を通じた教育環境を整備する

地域社会において必要性の高い教育や、地域の活性化を目指した社会貢献のため、大学等が地域と共同で実施する取組を支援したり、地域と大学等の連携を通じた教育環境の整備を支援します。

【具体的な方針】

◇ 地域・大学等の連携による特色ある取組の支援

地域と大学の連携により、大学等の教育研究資源を有効に活用した、地域人材の育成等の強化・拡大を図るための取組が充実するよう支援します。

◇ 生涯を通じて大学等で学べる教育環境の整備

だれもが生涯を通して、いつでも必要な時に学び、また、何度でも新たな挑戦を行うことができる社会の実現に向けて、大学等の高等教育機関で社会人等の受け入れに必要な環境の整備を図り、幅広い学習者の要請に対応した授業内容の充実や、放送やインターネット等を活用した学習環境の整備を支援します。

参考：策定の経緯

1 加古川市教育振興基本計画検討委員会設置

平成21年6月22日

2 委員名簿（職名は開催当時のもの 敬称略） 五十音順

氏 名	職 名
井尻 玉子	公立保育園長代表（浜の宮保育園長）
大平 曜子	兵庫大学健康科学部教授
大淵 俊彦	町内会連合会会長
大森 俊昭	教育指導部長
岡 一眞	中・養護学校長代表（陵南中学校長）
岡田 義則	一般
木宮 茂美	P T A連合会会長
黒崎 令子	幼稚園長代表（鳩里幼稚園長）
鹿多 証道	社会教育委員長
西川 隆雄	加古川商工会議所会頭
福島 規子	小学校長代表（志方西小学校長）
藤田 隆司	教育総務部長
山本 元	人権啓発推進協議会委員

3 委員会開催年月日

第1回 平成21年6月22日（月）

第2回 平成21年9月16日（水）

第3回 平成21年11月4日（水）

かがわ教育ビジョン

(加古川市教育振興基本計画)

発行年／平成 22 年 (2010 年)

発行 / 加古川市

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

TEL (079) 421-2000 (代) / FAX (079) 421-4422

<http://www.city.kakogawa.hyogo.jp>

編集／加古川市教育委員会 教育指導部 学校教育課

かこがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

- 平成18年12月、教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示され、同法第17条第1項に、教育振興基本計画を定めることが規定され、平成20年7月、政府は同計画を策定しました。
- 同法第17条第2項に、地方公共団体も計画を策定することが規定され、兵庫県は平成21年6月に「ひょうご教育創造プラン(兵庫教育基本計画)」を策定しました。本市も、平成22年「かこがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 「かこがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)」は、政府や県の計画に準じ、本市総合計画の成果と課題を踏まえ、次期総合計画を見すえて策定した教育に関わる基本的な計画として位置づけられています。

3 策定体制

- 加古川市教育振興基本計画検討委員会を設置して検討を重ね、パブリックコメントを通じて広く市民や関係者の意見も反映しました。

4 計画の対象

- 学校園・家庭・地域における教育のつながりの重視。
- 学校教育-保育園(所)、幼稚園、小・中学校、養護学校
- 社会教育-家庭や地域における教育

5 計画の期間

- 政府や兵庫県の計画を参酌するとともに、加古川市総合計画との整合性を図り、平成32年度を目標年次として、本市が目指すべき教育の姿を明らかにして、平成27年度までに、総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示しています。

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

1 大きく変化することが予想される環境

- (1) 少子・高齢化と人口減少社会の進行
- (2) 環境問題の深刻化や社会経済のグローバル化の進行
- (3) 産業構造の変化とライフスタイルの多様化
- (4) 家庭や地域社会の変化
- (5) 教員の大幅な世代交代
- (6) 厳しい財政状況下での教育行政等のあり方
- (7) 教育基本法の改正と学習指導要領の改訂

2 加古川市の教育課題

<学校教育>

- ・学力・学習意欲の向上、道徳心や規範意識の向上
- ・体力・運動能力向上、言語力の向上
- ・体験活動の充実、食育(健全な体づくり)の推進
- ・就学前教育の充実
- ・不登校・問題行動・手厚い支援が必要な子どもへの対応
- ・教職員の指導力の向上、若手・中堅教員の育成
- ・教職員が子どもと関わり合える時間の確保
- ・耐震化等の施設環境の整備、学校園の安全対策の充実

<社会教育>

- ・学習機会の提供、学習成果の活用場の充実
- ・道徳心・人権意識・規範意識の向上
- ・家庭教育力・養育力の向上、育児放棄や自己中心的な保護者への対応
- ・地域教育力の向上、地域コミュニティの活性化
- ・青少年の社会参加の促進、青少年の非行問題への対応

3 加古川市の教育推進状況

<将来の都市像>

いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川

加古川市まちづくりの基本目標

- 1 安心して暮らせるまちをめざして
- 2 心豊かに暮らせるまちをめざして
- 3 うるおいのある環境の中で暮らせるまちをめざして
- 4 にぎわいの中で暮らせるまちをめざして
- 5 快適に暮らせるまちをめざして

<加古川市教育基本方針>

加古川市の教育の基本理念

ともに生きるこころ豊かな人づくり

<学校教育>

「生きる力」を育む
特色ある学校教育の推進

<社会教育>

「自己実現」と「ともに生きる
心の育成」を目指す社会教育

中学校区連携

ユニット12

<教育改革重点行動計画>(H19)

- ① 校種間連携の推進
- ② 教師力の向上
- ③ 危機管理の充実
- ④ 学社融合事業の推進
- ⑤ 就学前教育の充実

第3章 これからの加古川市が目指す教育の姿

加古川市の教育の基本理念

ともに生きるこころ豊かな人づくり

目指すべき具体的な人間像

努力する人

- 自ら生きる力を育み 生涯にわたり 夢や目標に向かって **努力する人**
生きる力(確かな学力(知)・豊かな心(徳)・健やかな体(体))をバランスよく身に付け、生涯にわたり、夢や目標を持って、学び続ける人

心あたたかい人

- 互いに支え合い 命を大切にする **心あたたかい人**
思いやりや寛容の心を持ち、様々な人々と共生する態度を養い、命と人権を大切にする人

行動する人

- 未来を切りひらこうと 自覚と責任を持ち **主体的に行動する人**
社会を構成する一員として、ルールやマナーを守り、公共の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて自ら考え行動する人

加古川市の教育が目指す基本的方向

1 地域総がかりの教育

学校園・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝くまち加古川を担う子どもを育てます。

3 信頼される教育の環境

子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくれます。

4 「学び」が活かせるまちづくり

一人一人が大切にされ、学んだことをだれもが地域で活かせるまちづくりを進めます。

第4章 加古川市の教育における重点目標

1 地域総がかりの教育

学校園・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

- ① 学校園・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる
 - ◇ 地域ぐるみで学校園を支援する活動の推進
 - ◇ 有害環境から子どもたちを守るための取組の推進
 - ◇ 地域ぐるみで子どもたちを育む活動の推進
 - ◇ 家庭・地域と一体となった学校園の活性化
 - ◇ 放課後の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
- ② 家庭の教育力の向上を図る
 - ◇ 家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進
 - ◇ 要支援家庭への支援体制の強化
 - ◇ 親として成長する学びの推進

2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝くまち加古川を担う子どもを育てます。

- ③ 幼児期における就学前教育を推進する
 - ◇ 幼児教育を受ける機会の提供の推進
 - ◇ 保育園（所）・幼稚園等を活用した子育て支援の充実
 - ◇ 幼児教育全体の質の向上
 - ◇ 望ましい就学前教育施設のあり方の検討
- ④ 「確かな学力」を培う
 - ◇ 新学習指導要領の趣旨に沿った取組の推進
 - ◇ 子どもの学力習得状況を把握した指導改善の取組の推進
 - ◇ 学力向上に向けた取組の充実
 - ◇ 読書活動の推進
- ⑤ 「豊かな心」を育てる
 - ◇ 道徳教育の推進
 - ◇ 環境教育の推進
 - ◇ 体験活動の充実
 - ◇ 福祉教育の推進
 - ◇ 人権教育の推進
 - ◇ 伝統・文化等に関する教育の推進
 - ◇ キャリア教育の推進
- ⑥ 「健やかな体」を養う
 - ◇ 学校における体育及び運動部活動の推進
 - ◇ 全国体力・運動能力等調査結果の分析を活用した体力・運動能力の向上
 - ◇ 遊びや運動を通した子どもの居場所の創出
 - ◇ 食育の推進
 - ◇ 健康教育の推進
- ⑦ 高等学校等と連携して、適切な進路選択と継続した指導の充実を図る
 - ◇ 高等学校等との円滑な連携の推進
- ⑧ 特別な支援や配慮を要する子どもへの教育を推進する
 - ◇ 特別支援教育の推進
 - ◇ 不登校の子どもたちの教育機会についての支援の充実
 - ◇ 外国人児童・生徒及び帰国子女への教育支援
 - ◇ 障がいのある子どもたちへの支援体制の充実
 - ◇ いじめ、暴力行為、少年非行等に対する取組の推進
 - ◇ アレルギー等のある子どもたちへの支援の充実

3 信頼される教育の環境

子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくります。

- ⑨ 学校園の組織的な運営体制を確立する
 - ◇ 学校園評価を活用した学校園運営の改善
 - ◇ 学校園の組織的な運営体制の改善
- ⑩ 教員の資質の向上を図る
 - ◇ 実践的な教職員研修等の推進
 - ◇ 指導力の向上を要する教員へのフォローアップの充実
 - ◇ 教員免許更新制の円滑な実施
- ⑪ 一人一人の子どもに教職員が向き合う環境をつくる
 - ◇ 教職員が一人一人の子どもに向き合う環境づくり
 - ◇ 教職員のメンタルヘルスの充実
 - ◇ 勤務時間の適正化に向けた取組の推進
- ⑫ 安全、安心で、質の高い教育を支える環境を整備する
 - ◇ 教育施設の耐震化などの施設環境の整備
 - ◇ 学校図書館の整備の推進
 - ◇ 教材・教具の整備の推進
 - ◇ 学校園のICT環境の整備・充実
 - ◇ 教育に関する研究成果等の蓄積・活用
 - ◇ 地域ボランティア等との連携による学校園内外の安全確保
- ⑬ 教育委員会の機能の充実を図る
 - ◇ 教育委員会の責任体制の明確化
 - ◇ 教育委員会点検及び評価の実施

4 「学び」が生かせるまちづくり

一人一人が大切にされ、学んだことをだれもが地域で生かせるまちづくりを進めます。

- ⑭ 生涯学習の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みをつくる
 - ◇ 図書館等を活用した住民の学習活動の推進
 - ◇ 公民館等を活用した地域の拠点づくりの推進
 - ◇ 人権教育等の社会的課題に対応した学習機会の充実
 - ◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備
 - ◇ 文化財の保護と活用の推進
- ⑮ 地域と大学等の連携を通じた教育環境を整備する
 - ◇ 地域・大学等の連携による特色のある取組の支援
 - ◇ 生涯を通じて大学等で学べる教育環境の整備